

# 指 定 書

株式会社アルファー

令和6年10月7日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人の指定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、次のとおり指定します。

令和7年2月18日

鹿児島県知事 塩田 康一



- 1 指定番号  
第8号
- 2 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
株式会社アルファー  
鹿児島県鹿児島市照国町15-15
- 3 支援業務を行う事務所の所在地  
鹿児島県鹿児島市照国町 15-15